

# 学校いじめ防止基本方針

## 石巻市立大原小学校

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校では、文部科学省で定める「いじめ防止のための基本方針」の定義に沿い、いじめがだれにでも起こりうるものであることを認識して指導に当たる。いじめの未然防止と早期発見に努め、認知した場合は、解決に向けて速やかに組織的な取組を行う。

### I いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

具体的ないじめの内容は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- 上記の他、自分の心や体に苦痛を感じているもの。

### II いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努める。

### III いじめの防止等に関する基本的な取組

#### 1 未然防止

(1) 基本的な考え方 ～児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる環境づくり～

未然防止の基本は、児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は、その環境をつくるために、全教職員で児童指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり，集団づくり，学校づくりを推進していく。

また，未然防止の取組が着実に成果を上げられるように，学校の取組を定期的なアンケートを実施したり日常的な児童の行動の様子を把握したりして適宜評価し，それを基に改善を検討していくPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

## (2) いじめ防止のための具体的措置

- ・ いじめについての共通理解を図るための職員研修を実施する。
- ・ いじめに向かわない態度・能力の育成を図るために全校集会や学級活動などで講話を行う。
- ・ 自己有用感や自己肯定感を育むための教育活動の充実を図る。
- ・ 教育活動全体を通じた道徳教育，人権教育，読書活動や話し合い活動により，他人の気持ちを共感的に理解し，人格を尊重する態度の育成を図る。
- ・ 児童自らがいじめについて学び，主体的に考え，いじめの防止を訴えるような児童会の取組を推進していく。

## 2 早期発見 ～児童が示す小さな危険信号を見逃さない～

### (1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり，いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知する。

### (2) いじめの早期発見のための具体的対応

- ・ 授業，休み時間，給食時間，放課後の時間等の児童の様子に目を配る。
- ・ 個人ノートや生活ノート，日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ・ 月に1回，学校生活についてのアンケート調査を実施し，いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 放課後や定例の教育相談の機会を活用して，交友関係や悩みを把握する。
- ・ 学年・学級懇談会，家庭訪問等の機会に，保護者用のいじめチェックシートを活用し，保護者から情報を得る。
- ・ 集まったいじめに関する情報は，生徒指導記録簿に記載するとともに，学年や必要に応じて教職員全体で共有する。

## 3 いじめに対する措置 ～組織的な対応と解消・再発防止への取組～

### (1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度で加害児童を指導する。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの具体的対応

- ・ 遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その場で行為をやめさせる。
- ・ 相談や通報を真摯に傾聴し，いじめの疑いがある行為には，早い段階からの的確に関わりを持つ。そ

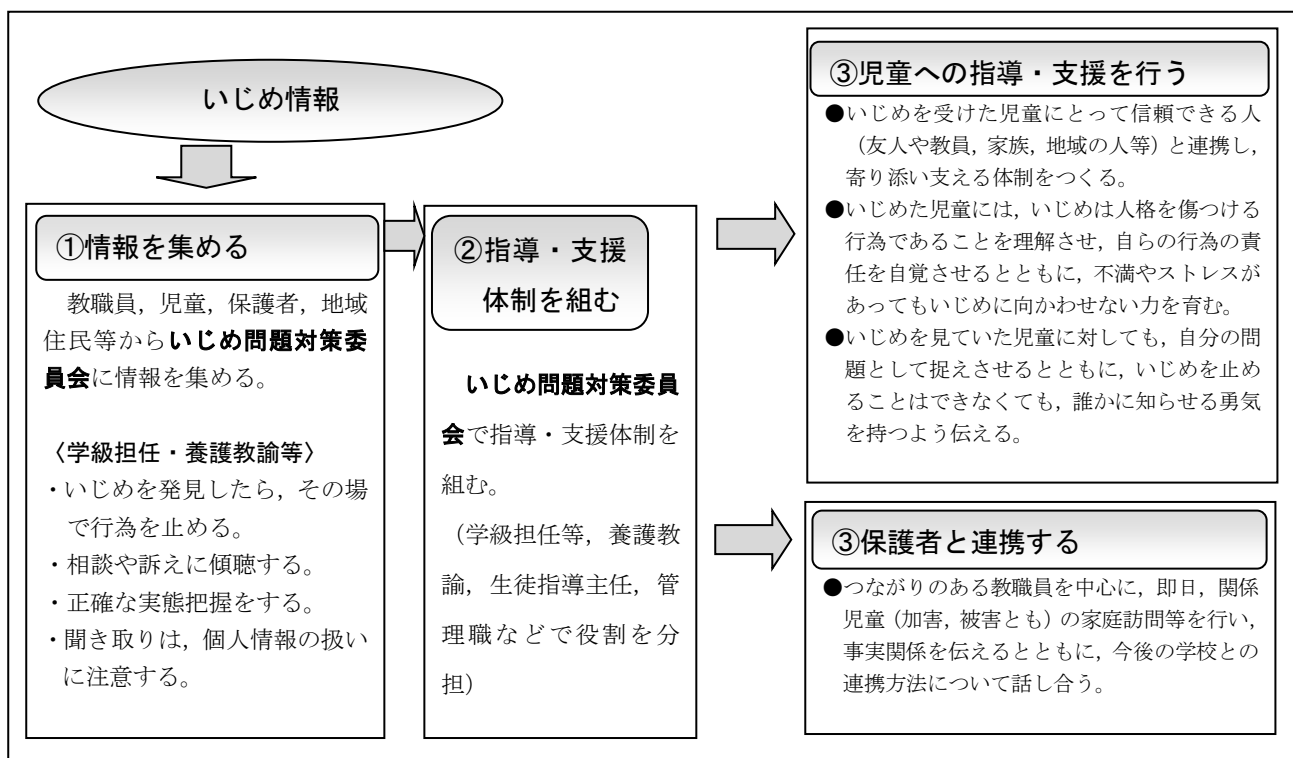
の際はいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。※個人情報の取り扱い、プライバシーへの配慮

- ・家庭訪問や電話等により、速やかに正確に保護者へ事実関係を伝える。
- ・発見・通報・報告を受けた際は、いじめ問題対策委員会で直ちに情報を共有し、組織で対応していく。
- ・関係児童から複数の教員で事情を聞き取り、いじめの事実確認を正確に行う。
- ・内容によっては、関係機関と連携して適切に対応する。

### (3) 再発防止

- ・受容的な態度でいじめたとされる児童から不満等の訴えを聴く。その上で自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている児童のつらさを理解させる。
- ・つながりのある教職員を中心に、家庭と今後の連携について確認する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、どう対応したらよいかを考えさせる。
- ・すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を築くことができるような集団作りを進める。

## IV いじめの組織的対応



※ 参考として、次ページ「資料3」をご覧ください。

〈資料3〉いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝、なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って、朝食を食べようとしめない。		
	登校時間が近づくと、体調不良を訴える。		
	いつも特定の友達が迎えに来る。		
登下校	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	遠回りして登校（下校）するようになる。		
	途中で家に戻ってくる。		
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
	外出しなくなる。		
友人関係	学用品や自転車、持ち物が壊れていたり、落書きがあったりする。		
	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でいねいである。		
	友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻繁に電話やメールがあり、それを気にする。		
	遊んでいるとき、友達から横柄な態度をとられている。またはどっている。		
家庭の様子	いじめの話をするとう強く否定する。		
	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなる。		
	親に反抗したり、兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになる。		
	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	学習への意欲とともに成績が下がってきた。		
	食欲がなくなってきた。		
ため息をつくことが多い。			
なかなか寝付けない。			